

閣議アセスフォローアップ・自主アセスの検討

【株式会社 建設環境研究所】

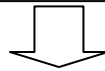
- ◎ 平成 11 年 6 月に環境影響評価法（アセス法）が施行され、新しい環境影響評価がスタートし、事例も増えてきています。また、環境影響評価の基本的事項が平成 17 年 3 月に改正され、道路事業における主務省令も平成 18 年 3 月に改正され、考え方や手法の見直しが始まっています。
- ◎ 一方、説明責任や情報公開など事業者の姿勢も問われてきています。
- ◎ このような中、アセス法の規模要件に満たない事業においても事業者自ら行う自主アセスや法アセスを踏まえた閣議アセスのフォローアップの必要性も高まっています。

◇事業者の対応

1. 法アセス対応の影響を把握（右記）
2. 沿線住民との合意形成（P I）
 - アカウンタビリティ（説明責任）
 - 調査・検討結果の情報公開
3. アウトカム指標達成度
 - 沿道環境への影響低減（大気・騒音）
 - 住民の満足度（利用者・沿線住民）
 - 情報公開度

◇法アセスによる追加影響評価項目

1. 大気質：■浮遊粒子状物質 (SPM) の追加
 - 工事中の粉じん
2. 騒音：■評価基準の改定 (L50→LAeq)
 - 工事中の影響
3. 工事中の振動影響
4. 低周波音
5. 日照阻害
6. 生態系
7. 触れ合い活動の場



1. アセスフォローアップ業務

閣議アセスは終了しているものの、供用前の事業では情報公開や説明資料として法アセスによる追加項目に対する影響を把握する必要性が高まっています。

（ の項目は、沿線住民などが重要視している項目です。）

- SPM の調査・予測評価
- 騒音及び振動調査・予測評価・対策検討
- 工事中の予測評価（大気・騒音・振動）
- 低周波音調査・予測評価
- 日照阻害調査・予測評価
- 生態系（動物・植物調査含む）調査・予測評価・保全措置検討
- 触れ合い活動の場調査・予測評価

2. 自主アセス業務

住民との合意形成（P I）、情報公開への対応として、法アセス規模要件に満たない事業においても自主的にアセスに取り組む事例が増えてきています。

- 生活環境項目（大気・騒音）調査・予測評価・対策検討
- 自然環境項目（動物・植物・生態系）調査・予測評価・保全措置検討

当社は、これまでの実績と『技術力』で環境影響評価をサポートします。

問合せ：株式会社 建設環境研究所 道路環境部
担当：益岡、折原、青木
TEL 03-3988-2634